

公益社団法人日本シェアリングネイチャー協会の指導者の倫理に関する規程

平成9年9月10日制定
平成15年10月4日改訂
平成24年12月14日改訂
令和7年1月29日改訂

(総則)

第1条 この規程は、公益社団法人日本シェアリングネイチャー協会（以下日本協会）の指導者（指導者とは、「指導者の養成および資格の検定、認定、登録に関する規程」第3条に規定する公認ネイチャーゲーム指導員をいう。）として求められる最低限の倫理について必要な事項を定める。

(遵守事項)

第2条 指導者は、日本協会のプログラムの教育概念を支持・支援し、ネイチャーゲーム及びシェアリングネイチャーの正しい普及及び活動における安全確保のため、日本協会の定める活動マニュアルや諸規程、ガイドラインを尊重し、これを遵守しなければならない。
2 指導者は、前項に定める遵守事項の他、公的活動を行う指導者として法令を遵守しなければならない。

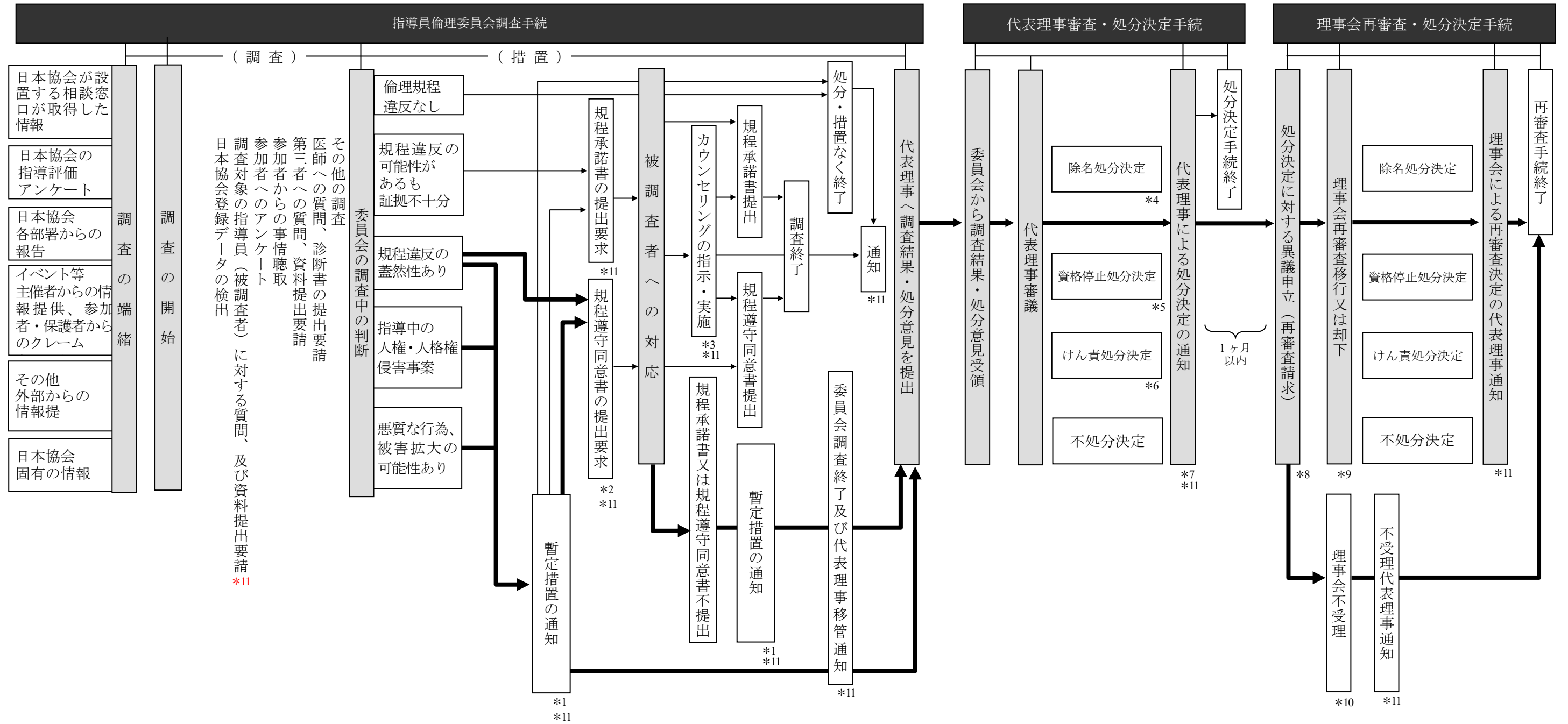
(処分)

第3条 本規程の末尾に添付する「指導員倫理規程違反に関する調査・処分・執行手続」（以下本条において「処分手続」という。）に基づき、調査の端緒となる情報等により、この倫理基準に反する行為が発覚した場合、日本協会では、被調査者及び関係者を対象にした事実関係の調査を行い、調査結果に基づき処分を行う。
2 調査にあたっては、別に定める専門委員会設置規程に基づき、専務理事、常務理事および法務担当理事で組織する指導者倫理委員会を設置し、審議の上、調査結果を代表理事に答申する。
3 処分は、けん責、資格停止、除名の3種類とする。
4 被調査者が処分決定に対し異議がある場合には、異議の申立を行うことができる。
5 指導者の倫理違反に関する調査、処分及び執行についての詳細は、処分手続に定められ、これが適用になる。

(規程の改正)

第4条 本規程の改正は、日本協会理事会の審議を経て行うことができる。

日本シェアリングネイチャー協会 指導員倫理規程違反に関する調査・処分・執行手続 (2025年1月29日版)



指導員倫理委員会の調査手続と代表理事の審査・処分決定 指導者倫理委員会は事案の把握のための調査を行い、この調査の段階においても、通知、要求、又は指導等（これらを総称して「措置」という。）を行うことができる（これを行わず調査結果・処分意見を提出することができる。）。上記フローは規程違反があった場合に、処分を決定する通常の手続を示すものである。なお、日本協会は自らの情報によって固有に調査を行うことがある。処分の決定は、指導者倫理委員会の処分意見により代表理事が審査・決定をする。被調査者に対する通知は、代表理事が行う。

理事会再審査手続と理事会の処分決定 被審査者は、代表理事の審査・処分決定に異議申立（再審査請求）を行うことができる。この場合、理事会が再審査を行い、代表理事から決定を通知する。

- *1 処分決定が終了するまでの間、指導員としての活動を一時停止その他の必要な措置を取ることができる。違反の内容が軽微な場合であっても指導の活動が将来の問題を惹起する危険性を有すると委員会が判断する場合には、これが行われることがある。
- *2 「規程承諾書」は、規程違反の事実を記載せず倫理規程を承諾している旨を示す書面である。「規程遵守同意書」は、調査対象事実を記載してこの事実の全部又は一部を認めたくて以後違反を生じさせないことを同意する書面である。
- *3 カウンセリングは、委員会の判断により、面談によって重要事項を再確認する手段又は委員会が相当と認める措置である。
- *4 指導員資格を回復しえない処分である。
- *5 期間を定めて行う指導員資格の停止処分である。
- *6 事案に則した処分の具体的内容が示されて、代表理事がけん責書を交付して執行する処分である。日本協会が指定する講義等を受講する再教育指定決定と共に発せられることがある。
- *7 処分決定に対しては、その通知（到達）から1ヶ月以内（日本協会に到達することを要する。）に再調査請求ができることの告知が付記される。
- *8 異議申立ては、被調査者から日本協会に対して行われる。
- *9 処分決定について、被調査者より決定を変更すべき事実の主張又は処分の不当性の主張があるかを審査する。決定を変更すべき事実の主張又は処分の不当性の主張がないと判断した場合、異議申立ては、却下される。
- *10 理事会は、被調査者による異議申立（再審査請求）の理由が従来の被調査者の主張と同じであって、再審査の必要がないと判断する場合、又はその理由が趣旨不明であって、再審査をすることができないと判断する場合には、異議申立（再審査請求）を不受理とすることができる。この不受理の判断を被調査者に通知することによって再審査手続は終了する。
- *11 規程違反に関する調査・処分の決定手続に関する被調査者への全ての通知その他の連絡は、日本協会から被調査者が日本協会に届け出ている最新の登録住所に書面を送付することによって通知又は連絡がなされたものとする。ただし被調査者に届いた証拠の保管する場合には、内容証明・配達証明付きを要する。メールでの通知については受信の応答をもって被調査者に届いた証拠とすることができる。